

「奄美・琉球」の世界遺産暫定一覧表への記載について

環境省・林野庁

1. 経緯

- 環境省と林野庁が、平成15年に、学識経験者からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」を共同で設置し、自然遺産の新たな推薦候補地を学術的見地から検討。
- 選定した候補地のうち、「知床」は平成17年に、「小笠原諸島」は平成23年に自然遺産として登録。
- 現在、我が国5番目の自然遺産として、残る候補地である当該地域を推薦すべく、準備を進めている。

2. 世界遺産暫定一覧表記載のための提出文書概要

名称：奄美・琉球

世界遺産の評価基準：

当該資産は、世界遺産の評価基準のうち、(ix)生態系及び(x)生物多様性を満たすものとする。

(ix) 生態系

この地域だけに残された遺存固有種が分布しており、また、島々が分離・結合を繰り返す過程で多くの進化系統に種分化が生じている。

(x) 生物多様性

IUCN レッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生息・生育地であり、世界的な生物多様性保全の上で重要な地域である。

3. 世界遺産一覧表への記載に向けた今後の取組・手続

- 科学的・専門的な観点から専門家、関係行政機関、地域関係者等との検討及び調整により推薦区域を絞り込む。

- 推薦書の提出、世界遺産一覧表への記載に向け、専門家、関係行政機関、地域関係者等との連携・協働により、世界的に優れた自然環境の価値を保全するために必要な方策の検討、保全管理体制の整備（国立公園等の保護地域の指定あるいは拡張や国有林野における森林生態系保護地域等の保全管理の充実）及び保全の推進（外来種問題への対応、希少種保護）等の取組を進める。

- 世界遺産一覧表への記載には、今後、以下の手続が必要であり、地域の理解・合意を得ながら進める。
 - ・ユネスコ世界遺産センターへの推薦書の提出。
 - ・世界遺産委員会の諮問機関*による現地調査、評価。 *国際自然保護連合（IUCN）
 - ・世界遺産委員会における審議による世界遺産一覧表への記載の可否の決定。